

乳幼児による加熱式たばこの誤飲に注意

Q：加熱式たばこにニコチンは含まれていますか。

A：ここ数年、たばこ葉に火をつけずに、電氣的にヒーターで加熱などして吸う、新しいタイプのたばこ(以下、「加熱式たばこ」とします。)が発売されています。加熱式たばこの使用前後のたばこ葉が入ったスティック等を食べてしまったという事故情報は医療機関ネットワーク、及びPIO-NETに合わせて11件寄せられており、被害者の年齢が判明している10件すべてが1歳5カ月までの乳幼児でした。加熱式たばこの使用前の1本分のたばこ葉中には、中毒症状が現れるおそれのある量のニコチンが含まれています。使用前後のたばこ葉の入ったスティック等は、乳幼児の手が届かない場所に保管・廃棄するようにしましょう。

ここ数年、たばこ葉に火をつけずに、電氣的にヒーターで加熱などして吸う、新しいタイプのたばこ(以下、「加熱式たばこ」とします。)が発売され、煙やにおい、タールなどの吸入や空間への排出が少ないとされ



加熱式たばこの例(国民生活センター資料より)

ていることから販売数を伸ばしています。加熱式たばこの販売事業者の情報では、2016年12月時点で当該加熱式たばこの本体キットの販売台数が300万台を超え、加熱式たばこに完全に移行した消費者が約100万人に達したとされており、他の事業者が販売する異なる形式の商品も販売地域を拡大させつつあります。

一方、加熱式たばこの使用前後のたばこ葉が入った部分を食べてしまったという事故情報が医療機関ネットワークに9件、PIO-NET^{*1}にも2件寄せられており、いずれも2016年度以降に発生したもので、被害者の年齢が判明している10件については、すべてが1歳5カ月までの乳幼児でした。

厚生労働省の「平成27年度 家庭用品等に係る健康被害病院モニター報告」によると、小児の誤飲事故の原因の第1位はたばこで、今後、加熱式たばこの普及により、たばこ葉が入った部分の誤飲事故も増加することが考えられます。

そこで、加熱式たばこのたばこ葉の入ったスティックやカプセル(以下、「スティック等」とします。)の誤飲のリスクについて調査し、情報提供、注意喚起することとしました。

^{*1}PIO-NET(全国消費生活情報ネットワークシステム)とは、国民生活センターと全国の消費生活センターをネットワークで結び、消費者から消費生活センターに寄せられる消費生活に関する苦情相談情報(消費生活相談情報)の収集を行っているシステムのこと。

加熱式たばこについて

加熱式たばこは、たばこ葉の入った専用のスティック等をそれぞれ専用の加熱する装置にセットして使用するものです。現在、国内で販売されているのは3タイプで、それぞれ形状や構造が異なった専用のスティック等を使用し、その呼称も各タイプで異なっています。また、火を使わないため使用中には灰が出ず、使用後も火の始末が必要ないので灰皿は不要で、直接、ごみ箱へ廃棄することも可能とされています。

1. 情報の概況

加熱式たばこの使用前後のたばこ葉が入ったスティック等を食べてしまったという事故情報は医療機関ネットワーク、及びPIO-NETに合わせて11件寄せられており、被害者の年齢が判明している10件すべてが1歳5カ月までの乳幼児でした。医療機関ネットワークに寄せられた事故情報は2016年度に受診したものが8件、2017年度に受診したものが1件で、PIO-NETに寄せられた事故情報は2017年度に受け付けられたものでした。

2. 主な情報

【事例1】

父親の加熱式たばこの葉っぱの入っている部分全部を口の中に入れていたのに気がついた。急いで手で取りだした。その後普通にしていたので経過を見ていたが、1時間後あたりからグッタリ、フラフラするようになったのでたばこのせいと思い、救急要請した。

【事例2】

昼食を食べ、母がデザートを準備していた隙に父の部屋に行き、ごみ箱にあった加熱式たばこをなめていた。色はなめていたせいか茶色に変色し、中身は十分に保たれていた。母が見たときには、たばこは口の中ではなく、手に持っていた。すぐに母親が救急車を要請した。患児の状態が落ち着いており、帰宅として経過観察となる。

【事例3】

父の加熱式たばこの吸い殻を割って口に入れていたところを父が発見した。すぐに口からかき出した。

【事例4】

口から加熱式たばこの葉を出しているのに母親が気づいた。加熱式たばこは2cmくらい食べられていた。直後にたばこの葉と茶褐色の内容物を嘔吐、心配になり受診。受診時は機嫌よく、呼吸異常なし。

3. テスト結果

(1) 形状、サイズ等

すべての銘柄は子どもが誤飲しうる形状で、また、12銘柄中9銘柄は、子どもの口腔内に容易に収まるサイズでした。

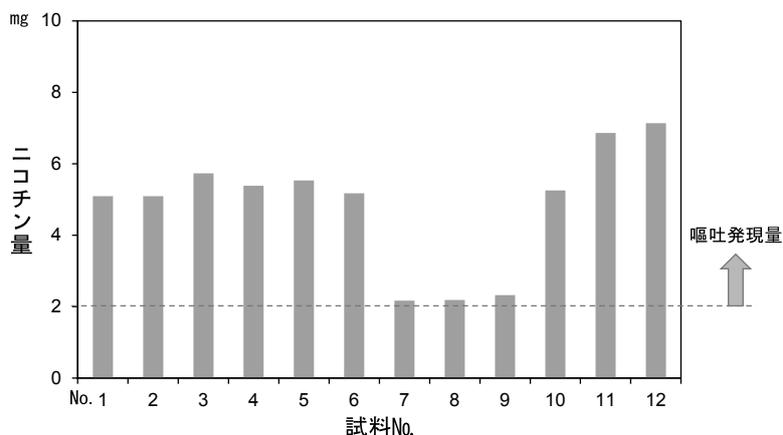
(2) たばこ葉中のニコチン量

紙巻たばこには、財務大臣の定める方法により測定したたばこ煙中に含まれるタール量及びニコチン量の表示義務がありますが、加熱式たばこにはなく、また、いずれのたばこで

も、たばこ葉中のニコチン量を表示する義務はありません。テスト結果では、すべての銘柄で、1本分のたばこ葉には嘔吐を引き起こすおそれのある量のニコチンが含まれていました。

(3) スティック等の商品パッケージの注意表示

たばこ事業法では、紙巻たばこでも加熱式たばこでも、誤飲に関する注意喚起の表示義務はありません。また、前述のとおり、紙巻たばこには、たばこ煙中に含まれるタール量及びニコチン量の表示義務がありますが、加熱式たばこにはなく、いずれのた



1本分のたばこ葉中のニコチン量

ばこでも、たばこ葉中のニコチン量を表示する義務はありません。誤飲に関する注意が記載されている銘柄はありませんでした。

(4) 本体キットのパッケージ等の注意表示

すべての銘柄で、子どもの手の届くところに置かないようにといった旨の記載がみられました。

(5) ホームページの注意表示

誤飲への注意については、6銘柄(1タイプ)では記載がみられましたが、他の6銘柄(2タイプ)ではみられませんでした。

4. 消費者へのアドバイス

- (1) 加熱式たばこの使用前の1本分のたばこ葉中には、中毒症状が現れるおそれのある量のニコチンが含まれています。使用前後のたばこ葉の入ったスティック等は、乳幼児の手が届かない場所に保管・廃棄するようにしましょう。
- (2) 乳幼児が加熱式たばこのスティック等を誤飲した場合には、水や牛乳などを飲ませず、直ちに医療機関を受診しましょう。

5. 業界への要望

- (1) 乳幼児が容易にたばこ葉の入ったスティック等を取り出せないよう、外箱の構造等の改善を要望します。
- (2) 乳幼児によるたばこ葉の入ったスティック等の誤飲を防止するため、商品パッケージの表示やホームページ等により、保管・廃棄には十分に注意する旨の啓発をより一層推進するよう要望します。

【 参考資料 】

- 1) 国民生活センターホームページ <http://www.kokusen.go.jp>